

第12回久慈市農業委員会会議録

令和5年2月21日開催

久慈市農業委員会

第12回 久慈市農業委員会議

1 日 時 令和5年2月21日（火）13時30分～

2 場 所 久慈市役所大会議室

3 付議事件

- (1) 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 農地法第4条の規定による許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可について
- (4) 農地法の適用外証明願いについて
- (5) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
- (6) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明について
- (7) 農用地利用集積計画書について
- (8) 農用地利用配分計画案について
- (9) 令和5年度農業労賃標準額の決定について

4 協議事項

- (1) 久慈農業振興地域整備計画の変更について

5 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の届出の提出について
- (2) 会務報告
- (3) その他

6 出席者 28名(別添名簿のとおり)

7 事務局 事務局長 藤原 亮 一
係 長 鶴 飼 勝 浩
事務局員 下 舘 詩 織

第12回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員

議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

推 進 委 員

地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	
山形	類 瀬 徳 美	○

開会	13時30分
事務局長	<p>ただいまから令和5年度第12回久慈市農業委員会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさま悪天候の中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>今年は寒さも厳しいようすし、雪も3回ほど除雪作業をしました。そういう事で、かなり厳しい冬でございます。早く春になってくれればよいなと思っておりますが、今日は色々ございまして、長時間になると思います。農作業労賃の改定、農政課からもお話しがあるという事でございますので、少し長い時間になると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>14番柿木委員、下館定一推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それではご異議なしと認め、議事録署名委員に9番上村委員、10番高倉委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>ここで、付議番号1につきまして、事務局より議案の説明を願います。</p>
下館事務局員	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p>
会長	<p>付議番号1について現地調査員の報告をお願いいたします。</p> <p>下館靖推進委員、お願いします。</p>
下館靖 推進委員	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可について去る2月15日、小倉委員、私、事務局2名、計4名で現地を確認してまいりましたのでご報告します。</p> <p>付議番号1番ですが事務局の説明があったとおりでございます。譲渡人は高齢で、現在も〇〇さんが隣接している土地を耕作しているとのことですので、ですから所有権の移転だけですので、何も問題ないものとして見てまいりましたので、みなさんのご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

	<p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。それでは、議案第1号の付議番号1番については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それでは、意見なしとして決定させていただきます。</p> <p>それでは、付議番号2について事務局の説明をお願いします。</p>
下館事務局員	<p>4ページをお開き願います。</p> <p>（以降、議案朗読説明）</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第1号について事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>付議番号2番について大崎推進委員、お願いします。</p>
大崎推進委員	<p>それでは現地確認をしてきましたのでご報告いたします。2月16日事務局2名と私、3名で確認してきました。場所は〇〇のご自宅の方に入って行って〇〇の方に150mぐらい入った所なのですが、農地としてきちんと利用されておりますし、親戚ということもありますので、農業をしようとするためということですので問題ないものと思われれます。以上です。</p>
会長	<p>補足しておきますが、譲受人の実家はこの場所のすぐそばにありまして、〇〇で会社勤めをされているようですが、辞めて地元に戻り、畑を作りたいということだそうです。よろしくをお願いします。</p> <p>質疑を許します。</p>

	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>ないようですので質疑を打ち切ります。</p> <p>付議番号2番も意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは次に進ませていただきます。</p> <p>付議番号3番について、鹿糠委員、お願いします。</p>
<p>鹿糠勇委員</p>	<p>2月16日、現地を見てまいりましたが、賃貸借になっていますが、親子間でありまして、譲受人が地元を離れていて、昨年戻ってきたようですが、新規就農者でハウス10棟買受けて、ほうれん草をやるという事で、田んぼも借受けてやるということです。</p> <p>新規就農者ですので、農協や農政課から指導を受けながら農業をやるということです。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明と、現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。付議番号3番については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定させていただきます。</p>

	<p>次に付議番号4番について、現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>中川原推進委員、お願いします。</p>
中川原推進委員	<p>私の方から付議番号4番、〇〇町の現地についてご説明いたします。2月15日事務局1名と現地確認をしてまいりました。当日は雪が降って、よく見えない状態でしたが、周りは原野ということ、また両者は親戚同士ということで何ら問題ないものと思います。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>付議番号4について、事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。付議番号4番については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定させていただきます。</p> <p>次に付議番号5番について、現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>中川原推進委員、お願いします。</p>
中川原推進委員	<p>付議番号5番ですが、場所は〇〇町〇〇地区になりますけれども、〇〇と〇〇川の間辺りであります。現地は元々譲受人が耕作していたもので、問題はないと思われまます。</p>

	<p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>付議番号5番について、事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。付議番号5番については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定させていただきます。</p> <p>次に議案第2号を農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>下館事務局員</p>	<p>12ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>（以降、議案朗読説明）</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第2号について事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>小倉委員、お願いします。</p>
<p>小倉委員</p>	<p>4条の届出について説明いたします。</p> <p>2月15日事務局2名と下館推進委員と私、現地調査をしてまいりました。場所は〇〇の北側、山手道を行けば〇〇がありますが、その中間付近でございます。</p>

	<p>ただいま事務局の方から説明がありましたけれど、すでに擁壁等は打ってある状態でした。ただ、この辺の農地は湿地地帯である関係で、ほとんどの農地が遊休農地化している状態です。しかもこの辺は新興住宅街になっておりまして、ここについてもやむを得ないものと見て参りましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>議案第2号農地法第4号による許可について、事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>ここは以前、田んぼでした。今、小倉委員さんから話があったように、この辺一帯は湿田です。</p> <p>これまで湿田は住宅地には向かないという事でしたが、杭を打ちますのでどんなところでも建てることができますし、日本海溝の津波が来ても、ここには来ないというところで、非常にこの一帯が注目を浴びているのです。宅地を求める時は津波の来ないこの地域に来て下さるのはありがたい。同時になぜ〇〇がこの地域に建てたかという日当たりがいいのです。〇〇山も見えます。ぜひ、この地域に住宅を建てていただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>議案第2号について事務局からの説明と現地調査員からの報告及び城内推進委員さんからのお話が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

	<p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第2号農地法第4条については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定いたしました。それでは次に進ませていただきます。</p> <p>議案第3号を農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします</p>
下館事務局員	<p>14ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>小倉委員、お願いします。</p>
小倉委員	<p>5条の申請についてご説明いたします。</p> <p>4条と同じく、2月15日現地調査をして参りました。</p> <p>付議番号1番ですが、〇〇町内でございまして、〇〇町と〇〇川右岸の中間付近で、〇〇の北側に位置する場所でございます。なお、この位置図のマルの右側の方に広い所と、その左側で前々回5条申請がございまして、すでに太陽光発電パネルが設置されている場所でございます。</p>

	<p>その真ん中にあたる場所ですけれども、いずれ所有者も遠方であり、そういった関係上やむを得ないものとして見てまいりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>次に付議番号2番、場所は〇〇町内で、〇〇から東へ150mぐらいの地点でございます。</p> <p>この一帯はすでに住宅街でございます、しかも第3種農地ということで、これについてもやむを得ないものとして見て参りました。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第3号農地法第5条の規定について事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に議案第4号農地法の適用外証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を願います。</p>
<p>下館事務局員</p>	<p>18ページをお開き願います。</p> <p>議案第4号農地法の適用外証明願についてご説明いたします。</p> <p>なお、付議番号1と2は関連がありますので、一括してご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p>

	<p>以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、議案第4号について事務局からの説明が終わりました。次に現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>下館靖推進委員、お願いします。</p>
<p>下館靖推進委員</p>	<p>適用外証明願について現地確認をしてまいりましたのでご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたけれども、付議番号1番と2番は、隣接ではないですが、すぐ近くにあります。</p> <p>当日は雪があり、近くには行けなかったのですが、地形的なものを小倉委員、事務局2名、私4名で確認しながら見てまいりました。田には、全面積ではないのですが、木が生えておりまして、しかもここはすでに30年ほど経っていて、事務局からの説明どおり原野となっておりますので、仕方ないものとして見てまいりました。</p> <p>付議番号3番につきましては、〇〇方面から〇〇町に向かいまして、〇〇さんから1キロ弱右側に、〇〇さんがある少し手前の右側ですけれども、事務局から説明があったとおり、ここは物置小屋がありまして、年数が経っており小屋のトタンはかなり錆びておりました。周りには農地もなく、宅地に囲まれており仕方ないものとして見てまいりましたので、ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>付議番号4番につきましては、大崎推進委員、お願いします。</p>
<p>大崎推進委員</p>	<p>付議番号4番について現地を確認してきましたので、ご報告いたします。</p> <p>事務局2名と私の3名で確認をしてきました。</p>

	<p>場所は先ほど3条申請で説明した所から1キロぐらい入ったところですが、〇〇のご自宅からところから150m位のところでございます。〇〇の脇になりまして、事務局が説明したとおり、宅地として使われているという事で22年経っておりますので、問題ないものと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第4号農地法の適用外証明願について事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第4号農地法の適用外証明願については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に議案第5号贈与税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>下館事務局員</p>	<p>24ページをお開き願います。</p> <p>議案第5号と議案第6号は、それぞれ贈与税および不動産取得税のため、一括でご説明いたします。</p> <p>まずは議案第5号贈与税の徴収猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。</p> <p>25ページに対象者を記載しております。</p> <p>こちらの対象者につきましては、事前に該当地区の委員に耕</p>

	作している旨を確認しております。
会長	城内推進委員。
城内推進委員	贈与税の方は、徴収猶予ではなく、納税猶予ではないですか。
会長	<p>贈与税の方は徴収猶予ではなく、納税猶予でございます。議案第5号贈与税の納税猶予に関する適格者証明について質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第5号贈与税の納税猶予に関する適格者証明については特に意見がないものとして決定してよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を願います。</p>
下館事務局員	<p>議案第6号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。</p> <p>27ページに対象者を記載しております。</p> <p>議案第5号と同様、事前に該当地区の委員に耕作している旨を確認しております。</p> <p>以上で、議案第6号の説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>議案第6号についての説明が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第6号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に議案第7号農用地利用集積計画書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>鶴飼係長。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>28ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号、農用地利用集積計画書についてご説明いたします。令和4年度農地利用集積計画書が別紙のとおり提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。</p> <p>30ページをお開き願います。こちらは、各筆明細でございます。農地中間管理機構である岩手県農業公社が間に入り、畑の貸し借りをを行うものでございます。整理番号2の借りる人、利用権の設定を受ける者が、農業経営の拡大のため、畑を借りるものであるということで、農政課の方から伺っております。</p> <p>以上で、議案第7号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、農用地利用集積計画について事務局からの説明が終わりました。質疑を許します。</p>

	<p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決いたします。議案第7号農地利用集積計画書については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。特に意見がないものとしてよろしいですね。</p> <p>次に議案第8号農用地利用配分計画案についてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p> <p>鶴飼係長。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>31ページをお開き願います。</p> <p>議案第8号農用地利用配分計画案についてです。</p> <p>久慈市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議があり農業委員会の意見を求めるとなっております。</p> <p>資料といたしまして、32ページに明細の表を、33ページに各筆明細を載せております。33ページの方の資料になります。</p> <p>現在、機構の方から権利の設定を受けている者は、記載のとおりの方になりますが、利用権の設定を受ける者は、この方の妻にあたります。</p> <p>こちらの件ですが、昨年12月に、利用集積計画として協議いただきました〇〇町の水田と同じ箇所のものでございまして、事務の手続き上、権利の設定を受ける者を、夫から妻へ変更しようとするものと農政課の方から伺っております。</p>

	<p>以上で、議案第8号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>こちらは田んぼではなく、畑ですね。こちらは一旦お父さんに利用権の設定をしようとしていたのですが、お仕事を持っておられる方で新規就農者にはなれないということで、奥さんが新規就農者で取り組むという事のようにです。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>城内推進委員。</p>
<p>城内推進委員</p>	<p>お名前は何とお読みするのですか。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>はい、〇〇と伺っております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですね。それでは、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>議案第8号農用地利用配分計画案については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見なしと決定いたします。</p> <p>次に議案第9号令和5年度農業労賃標準額の決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>鶴飼係長。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>それでは、私の方からご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料の確認をいたします。資料1ですが、一枚ものの資料になっております。こちらは、令和5年</p>

度の久慈市の農業労賃標準額の（案）でございます。

次に、資料2でございます。こちらは、岩手県農業会議さんの方で作成しております、令和5年度農業労賃・農作業料金標準額の設定にあたりましての参考資料、でございます。7ページの資料になっております。ご確認をお願いいたします。

農業労賃標準額の設定についてでございますが、岩手県農業会議さんの方から示されます調整額や、岩手県の最低賃金、あるいは、県内・近隣町村の標準額の実況等を参考にいたしまして、毎年度設定をしているところでございます。

2月13日に検討委員7名で会を開催いたしまして、久慈市の農業労賃標準額についての、令和5年度の案を作成いたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

検討委員会におきましては、昨今の燃料費等が高騰する中、各項目の見直し・増額について、多くの時間を費やしまして、様々な意見交換をいたしましたが、結果、今回は、全項目での見直し・増額ということになりました。具体的な内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

まず、最初に資料2に基づきまして農業労賃・農作業料金標準額の設定にあたりましての、概要についてご説明させていただきます。資料2をご覧いただきたいとおもいます。

こちら、岩手県農業会議の方で作成している参考資料でございます。時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、1ページでございます。

こちらの2番、令和5年度標準額設定目標の水準を

ご覧いただきたいとおもいます。

令和5年度の農業労賃標準額の設定にあたって、農業委員会は、地域における指標の動き及び最近における実支払い賃金等を参考に、農業者が有効に活用できる標準額となるよう努めるものとする。また、標準額は、必ず厚生労働省が公表する最低賃金を上回る額とすること、とされております。

厚生労働省が公表する岩手県の最低賃金についてですが、5ページをご覧いただきたいとおもいます。

(2)の岩手県の最低賃金でございます。

岩手県の産業別最低賃金の適用から外れる全作業に適用される最低賃金は、1時間あたり854円で、令和4年10月20日から発効している。ということで、最低賃金につきましては、毎年、10月に改訂されておりますが、次に、その下の表3をご覧いただきたいとおもいます。岩手県の最低賃金の推移表になります。

右端でございますが、令和4年、最新の数値になりますが、一日あたり6,832円、1時間あたり854円、前年比4.0%の増となっております。農業労賃標準額の設定におきましては、この金額を下回ることにはできない、とされております。

それでは、2ページに戻っていただきまして、上から5行目になりますが、括弧で県北と表記されたところになります。こちらは、県北地区の久慈市から一戸町までの8市町村の、人力の部の調整目標額になっております。調整目標ですが、最低賃金にならしまして、6,900円から7,300円ということで、最低でも6,900円以上に設定することとなっております。

次の(2)と3ページにつきましては、機械作業料金の関係になっておりますが、本日の説明は省略させ

ていただきます。

次に4ページですが、こちらは、農業労賃標準額等の岩手県内の平均額の表になっております。こちらは、後ほど、関係する箇所につきまして説明させていただきます。

次に、5ページは、先ほどご説明したとおりでございます。

6ページになります。こちらは、県内の一日あたりの水田作業の、ブロック毎と、市町村毎の標準額の資料になっております。右側に、県北地区8市町村の標準額を載せておりますが、令和4年度は、ほとんどの市町村で6,600円といった状況になっております。

次に、7ページです。こちらは、オペレーター賃金の県内の設定状況の資料になっております。

こちらは、後ほどご説明させていただきます。

資料2につきましては、以上になります。

次に、令和5年度の久慈市の農業労賃標準額(案)につきまして、ご説明させていただきます。資料1をご覧いただきたいとおもいます。

まずは、1点目ですが、一番上の、1の人力の部です。一日の水田と、畑の農作業の標準額について、6,600円から6,900円に増額しようとするものでございます。

こちらは、先ほど資料2の方でご説明いたしました、岩手県の最低賃金の改定を受けまして、その調整額にならしまして、6,600円から6,900円に増額しようとするものでございます。

備考欄でございますが、時間給です、6,900円を一日あたりの時間数、8時間で割りまして、さらに端数を切り上げまして、870円に、また、その下の超過時間につきましては、時間給の1.25倍としておりますの

で、870円に1.25をかけまして、1,087円、その1,087円を切り上げまして最終的に1,090円にしようとするものでございます。

次に、2点目です。同じく人力の部のオペレーター賃金についてでございます。

現在、8,700円のところを、10,000円にしようとするものでございます。備考欄でございますが、時間給は10,000円を8時間で割りまして1,250円、超過時間分は、1250円に1.25を掛けまして、端数を切り上げまして、1,570円にしようとするものでございます。

次に、資料2の7ページをご覧いただきたいとおもいます。県内の現在のオペレーター賃金の設定状況です。県北地区になりますが、洋野町が9,000円、野田村が10,400円、二戸市と軽米町が9,000円、資料の上の方になりますが、盛岡市と葛巻町が9,600円、花巻・北上地域ですと、10,000円を超えた設定となっております。

いずれも現在の久慈市の8,700円よりは、高い設定状況となっております。オペレーター賃金につきまして、久慈市の場合は従来から他市町村に比べまして低い額に設定となっております。個別に委員の方々から低いのではないかとのご意見もいただいております。そこで、今回県内の状況、また、燃料費等が高騰している情勢も鑑みまして、10,000円に増額しようとする案でございます。

次に、3点目の変更案でございます。2番の機械の部、3番の大型機械の各項目全部で30項目ぐらいございますけれども、現在の標準額を、1割程度増額しようとする案でございます。

こちらの件につきましては、検討委員会におきまして、相当な時間を費やして意見交換をいたしました。

	<p>1割の増額では増額しすぎではないか、5%くらいでの増額ではどうかですとか、いや、もともと久慈市の標準額は、他の市町村に比べて低いので1割の増額で良いのではないかと、ですとか、この燃料費が高騰する状況でおもいきった改定が必要ではないかといった、様々な意見がございました。</p> <p>そうした議論の末、最終的には、各項目について一律1割程度、1.1倍程度に増額するという案でございます。それぞれの項目の額につきましては、それぞれ1.1倍、端数調整をしまして、こういった額で案をお示しております。</p> <p>なお、近隣町村の状況についてですが、洋野町、野田村、軽米町、いずれも3月の総会で決定することになっているとのことで、未定という回答でございましたので申し添えさせていただきます。</p> <p>以上が資料1という事で、令和5年度久慈市農業労賃標準額の案でございます。こちらの案につきまして、お諮りするとともに、その他ご意見等ございましたら、協議をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>検討委員会でかなり検討していただきましたが、こういった案でいかがでしょうか、みなさんからご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>どなたかございませんか。</p> <p>城内推進委員。</p>
<p>城内推進委員</p>	<p>いつも労賃を増額する方に賛成してきたわけですが、時間給870円ですから最低賃金をちょっと上回っただけの状況ではありますが、全国では1時間1,500円というのを一律で運動とし</p>

	てありますが、しかし、なかなかそこまではいかないと思いま すし、現時点では、労賃アップを検討していただきありがと うございます。ご苦労様でした。
会長	その他ございませんでしょうか。 三上委員。
三上委員	労賃標準額の農薬散布のところですが、ドローンの単価はこ の農薬散布の中に含まれると解釈してよろしいのでしょうか。 お聞きします。
会長	鶴飼係長。
鶴飼係長	ドローンの関係でございますが、設定を今現在していないの が現状でございますので、ご意見があれば改めて設定するとい うことになります。
会長	三上委員、ドローンに関して他での情報等はございますか。
三上委員	去年やらせてもらったのですが、決まっていはいないようでし た。他市町村での情報しかないものですから、久慈市も決めて いただければ我々もお支払いする際に依頼し易いと思ってお りました。
会長	みなさん、ドローンに関してご存知の方はいらっしゃいませ んか。小倉委員、お分かりになりますか。
小倉委員	金額については三上委員の方がご存知かと思いますが、ドロ ーンについては、昨年から〇〇地区では実践しておりまして、 そういった事で三上委員の提案だと思えます。

会長	三上委員、金額はお分かりになりますか。
三上委員	今、資料がないのではっきり覚えてないのですが、安価でやっていたいただきましたが、きちんと決まった単価があればと思っています。
会長	城内推進委員。
城内推進委員	私も昨年ドローンでの農薬散布を誘われましたが、自分で散布しました。結構高い金額だとお聞きしました。楽ではいいと思いましたが、そういった部分で決めておけば安心して利用できると思います。一反部農薬込みで3,000円ぐらいではないでしょうか。
会長	10a 農薬込みで3,000円でいいでしょうか。 三上委員。
三上委員	それぐらいだったと思いますが、農薬込みとは言っても農薬にも種類がいっぱいあるんです。 しかも、農薬の値段も上がるでしょうから、それは別としてそれぞれの単価がいいと思います。
会長	今年は個々に契約していただいて、次再度検討したらいかがでしょうか。 城内推進委員。
城内推進委員	今、色々なお話が出たので、それぞれ情報を集めて再度検討しませんか。ここで決めるのは混乱すると思いますので、改めて検討していただきたいと思います。

<p>会長</p>	<p>それでは、今年度は検討課題とし、来年金額を入れて再度検討するという事とよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、そのように決定させていただきます。</p> <p>その他については、この案でよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>この案で決めます。</p> <p>次に進ませていただきます。35ページ協議事項に入らせていただきます。</p> <p>久慈農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。</p> <p>農政課梶谷係長。</p>
<p>農政課 梶谷係長</p>	<p>おつかれさまです。もうしばしお付き合い下さい。</p> <p>農政課の梶谷と申します。着座にて失礼いたします。</p> <p>まずは、農振の資料の確認をさせていただきます。まずは、右上の方に番号が振ってある事業計画概要書です。こちら10件分の申請がありますので、10種類入っているかどうかの確認をお願いします。ホッチキス留めされて、1から10まで案件があるはずです。次に農用地区域からの除外に関する検討表ということで、こちらも左上の方に番号が振ってありまして、1から10番までの資料となっております。次にこちらカラーものなのですが、現況図で、今現時点で申請があった土地がどうなっているかの写真を撮ったものになっております。</p> <p>最後に1枚もので農振除外の5要件についてというもので、この4種類の資料を基に説明してまいりたいと思います。</p> <p>それでは早速ですけれども説明させていただきます。</p>

令和3年から4年にかけて、農業振興地域の5年に1度の見直しが行われました。その期間、農業振興地域からの除外にかかる随時見直し作業を中止しておりまして、皆さまにはご迷惑をおかけしていたところです。その期間に農業振興地域に土地を所有する方から10件、農地を農用地区域から外したいという申出がありましたので、農用地区域除外にかかる久慈市農業振興地域整備計画の変更するにあたりまして、法令に基づき農業委員会及び、農地利用最適化推進委員の意見を求めるため、この総会に協議事項として提出させていただきました。

農業振興地域内の農地の中で特に農業上の理由を確保すべき土地を農用地区域として指定するもので、農用地区域として指定を受けた農地は農業振興地域を図るための国の施策等の中止になりますけれども、開発行為や農地の転用が制限され、農用地利用計画で指定した用途に関する転用以外はできないことになってしまいます。端的に言いますと、宅地造成等の開発行為は一切できず、農業上の利用しかできないというもので、久慈市では現状2,681haを農用地区域として指定しております。しかしながら、農地はあくまでも個人の所有地でありますので、経済的、個人的な理由により農業以外の目的で利用したい場合が出てくるのが当然あります。

たとえば例を挙げますと、住宅の建築や、都市計画の見直しによる開発等があります。そうした場合、農用地区域のままでは開発行為、農地転用ができませんので、農用地区域からの除外の手続きが必要となってまいります。

この農用地区域からの除外はやむを得ない場合のみできることとなっております、その基準は厳しく設定されております。基準につきましては、こちら先ほどカラーの農振除外の5要件についてということで、こちらに詳しく載っております。

青い字の農振除外の5要件についての下に農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第4条とあるのですけれども、こ

ちら第13条第2項ということで修正をお願いいたします。

こちらの法律に基づいて記載されております農業振興地域から除外できる要件というものは、5つあります。

一つ目が赤字の部分なのですが、変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。

二つ目、2号要件、農用地の集団化・農作業の効率化のほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三つ目、3号要件です。効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

四つ目、4号要件、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

最後五つ目5号要件、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して、8年が経過していること、ということで、5つの条件がクリアできた案件につき、農業振興地域から除外できるものということになっております。

それでは早速、個別の案件に入って行きたいと思います。まずはこちらの事業計画概要書をご覧ください。

事業計画書の方をご覧ください。

〇〇町〇〇第〇〇地割に所在する〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。土地の所有者は代表取締役の〇〇〇〇さん他1名です。事業目的の方は、大型重機、小型重機、貨物車両、仮設材等の置き場として使用するとのこと。申請場所につきましては、県道〇〇号線の〇〇付近です。〇〇方面から向い、〇〇を過ぎてから左手になります。県道〇〇号線と市道に挟まれた場所にあります。〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇及び〇〇、同じく〇〇番〇〇です。除外が必要な農用地は申請地9筆中、3筆分で、現況地目は畑となっております。今現在の状況

としては、こちらカラーの資料になりますのでご覧ください。
これが今回農地除外する地域になっております。事業概要計画書をもう少し詳しく説明したいところですが、今回案件が10件ありますので、詳細の方は皆さまの方でご覧ください。それでは、検討表の説明に入ります。先ほど農振除外を可能にする5条件の方にこちらが適しているかどうか検討したところ、こちらの方に記載しております。1号要件につきましては、事業計画者がリース用重機・資機材等置場として当該土地を整備するものである。重機等リース業はその置場として広い土地が必要とします。上記置場は事業計画者の近隣への建設が必要であり、やむを得ず農用地を選定したところです。また、農振農用地以外の土地を含む3つの候補地における検討の結果、敷地面積や取得の可否及び水の供給、土地造成の難易性などから農振地域外での事業実施は困難であり、当該地区を事業計画地として最終的に決定したという理由になっております。2号要件につきまして、除外する農用地は現状が休耕地であるが、北・西・は宅地や市道に接し、東側は〇〇川に接する集落介在地である。南側は国道〇〇号線に接している。また、周辺農用地への支障をきたすものではない。残存農地は生じないとなっております。3号要件の方ですが、対象農地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障を及ぼす影響はない、となっております。つぎ4号要件ですが、事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障をきたすことはない。5号要件ですが、本件土地内において、土地改良事業の工事が着工された事はないという事です。以上により案件1についての説明を終わります。

それでは続けて説明させていただきます。事業計画概要書の2番をご覧ください。

久慈市〇〇町〇〇第〇〇地割に在住の〇〇〇〇さんです。土

地所有者は〇〇〇〇さんとなっております。事業目的は、〇〇公葬地の駐車場を整備することです。申請場所につきましては、久慈市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番の〇〇の〇〇公葬地の道路を挟んで向かいの土地となっております。除外が必要な農用地の申請地の現況地目は畑となっており、筆の1部 390 m²の除外を計画しております。具体的な場所につきましては、資料2ページ目をご覧ください。次に検討表についてご説明いたします。1号要件ですが、事業計画者が〇〇公葬地の駐車場敷地として当該土地を整備するものである。〇〇公葬地周辺に駐車場はなく、地域の人が墓参りに来る際、車を駐車する場所が必要である。現在は〇〇 〇〇様の善意により当該土地を利用させていただいているが、今後は町内会で土地を購入して管理していきたいと考えており、やむを得ず農用地を選定した。〇〇公葬地近辺に駐車場敷地として利用できそうな農振農用地以外の土地はなく、3つの候補地における検討の結果、土地取得の可否や土地整備の必要性があるなど、農振地以外での事業実施は困難であり、当該地区を事業計画地として最終的に決定したところです。2号要件については、除外する農用地は現況が休耕地であり、北側は市道に接し、東・西・南側は休耕地である。また、周辺農用地への支障をきたすものではなく、残存農地も生じてはおりません。3号要件対象農地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に影響を及ぼすことはないということです。4号要件については、事業計画近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これら機能に支障をきたすことはないという状況です。最後に5号要件ですが、土地改良事業を実施したことはないという状況となっております。以上で2件目の申請の説明を終わります。

続けて3号の申請に入りたいと思います。事業計画概要の3になります。事業計画者は、〇〇町〇〇在住の〇〇〇〇さんで

す。土地所有者も同様です。事業目的は、事業用大型トラック駐車場として整備予定です。

申請場所は、先の番号1の申請地にほど近い、〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇で〇〇産直のそばになります。除外が必要な農用地の申請地の現況地目は雑種地となっております。現状は3番と付いているカラー写真をご覧ください。次に検討表の説明に移ります。1号要件、事業計画者が事業用大型トラック駐車場敷地として当該土地を整備するものであり、他の土地も検討したが、条件を満たす土地が無かったため自己所有地が事業を行う上で効率的であったため選定したところです。農振農用地以外の土地を含む3つの候補地における検討の結果、敷地面積や土地の現況等から農振地域以外での事業実施は困難であり、自己の所有する当該地区を事業計画地として最終的に決定したところです。2号要件としては、除外する農地の現況は雑種地であるが、南・東・西側は宅地や市道に接し、北側は畑であります。周辺農地への支障をきたすものではなく、残存農地は生じない状況です。3号要件については、対象農地は認定農業者への所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障きたすものではありません。4号要件ですが、事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これら機能に支障をきたすことはありません。5号要件ですが、土地改良等の工事の該当はございません。以上で3号要件の申請の説明を終了します。

続けて4号申請を説明します。事業計画者は、久慈市〇〇町第〇〇地割に在住の〇〇〇〇さんです。土地所有者は〇〇 〇〇さんとなっております。事業目的の方は、自宅の改築となっております。申請場所につきましては、久慈市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番で、〇〇公園を背にして、〇〇の〇〇方面へ進み、〇〇の手前付近の住宅地内となっております。その他という事で、除外が必要な農用地の申請地の現況地目は畑となってお

り、筆の1部 331 m²の除外を計画しております。場所につきましては、カラーの資料の4番をご覧ください。検討表をご覧ください。1号要件ですが、居宅・駐車場敷地等として当該土地を整備するものであり、現在はアパートに住んでいるが、手狭となり自己住宅を建設しようと考えたものであります。自己所有土地が無いので、複数の土地を候補地として検討したが、条件満たす土地がなかったため親戚の土地を借りて建築したいものであります。自己所有する土地はなく、3つの候補地における検討の結果、交通条件や土地取得の可否などから農振地域外での事業実施は困難であり、親戚が所有する当該地区を事業計画地として最終的に決定したものです。2号要件としては、除外する農用地は現況は畑であります。北・東・南・西側は住宅地や市道に隣接しており、周辺農用地への支障をきたすものではありません。また残存農地も生じません。3号要件ですが、対象農用地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障をきたすものではありません。4号要件としましても、事業計画地近隣に農業用施設及び、土地改良施設はなく、これらの機能に支障をきたすことはありません。5号要件につきましても、土地改良事業の工事実施はありません。以上で4番の説明を終わります。

続きまして、5番ということで、説明をさせていただきます。事業計画者は、久慈市〇〇第〇〇地割在住の〇〇〇〇さんです。土地所有者は〇〇〇〇さんとなっております。事業目的は、自宅の改築です。申請場所は、久慈市〇〇町第〇〇地割〇〇番〇〇の一部で、市内から〇〇方面に向かい、〇〇のガソリンスタンド付近の分岐で、バイパスの橋ではなく、旧〇〇市街地を直進し、〇〇のバス停を過ぎてすぐ右手、住宅地内の場所となっております。除外が必要な農用地の申請地の現況地目は畑となっており、270 m²の除外を計画しております。現況の状況は

カラーの図面をご覧ください。次は検討表になりますが、1号要件ですが、事業計画者が居宅・駐車場敷地等として当該土地を整備するものであり、現在アパートに住んでいるが手狭となり、自己住宅を建築しようと考えたものである。自己所有地が無いので、複数の土地を候補地として検討したが、条件を満たす土地が無かったため、親の土地を借りて建築したいものがあります。農振地域以外の土地を含む3つの候補地における検討の結果、敷地面積や土地の現況等から農振地域以外での事業実施は困難であり、親の所有する当該地区を事業計画地として最終的に決定したものです。2号要件としては、除外する農地は現況畑ではありますが、南・東・西側は宅地や市道に接し、北側は水路です。周辺農用地に支障をきたすものではなく、残存農地は生じないものです。3号要件ですが、対象農地は認定農業者への所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障をきたすものでありません。4号要件としましても、事業計画地近隣に農業用施設及び、土地改良施設はなく、これらの機能に支障をきたすことはありません。同じく、5号要件につきましても、土地改良事業の工事実施はありません。以上で5番の説明を終わります。

続きまして、6番の説明をさせていただきます。事業計画者は、〇〇町〇〇第〇〇地割に所在する〇〇代表役員の〇〇〇〇さんとなっております。土地所有者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとなっております。事業目的は住居及び駐車場として使用です。申請場所は、〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番で、〇〇のそば、〇〇の敷地に隣接した場所であります。除外が必要な農用地は申請地2筆中、1筆分2,634㎡で、現況地目は休耕地となっております。現況の写真については資料の方をご覧ください。検討表の説明に移ります。1号要件ですが、事業計画者が駐車場、居宅敷地等として当該土地を整備するものであり、事業計

画者の〇〇の駐車場が手狭で、広い駐車場が必要となった。また、〇〇の居宅の通路が危険な場所にあるため転居が必要になったものであります。事業計画者の〇〇の近隣への整地・建設が必要であり、やむを得ず農用地を選択したものとなっております。農振農用地以外の土地を含む3つの候補地での事業実施は困難であり、当該地区を事業計画地として最終的に決定したものです。2号要件としては、除外する農用地は現況が休耕地であります。北・西側は住宅や公共施設等の敷地に接し、南側は休耕地に接し、また東側は事業計画者の〇〇の〇〇に接する土地であります。周辺農用地に支障をきたすものではなく、残存農地も生じません。3号要件、対象農地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障を及ぼす影響はないと考えております。4号要件、事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これらの機能に支障をきたすことはない。同様に5号要件としては、事業計画地には過去に土地改良事業はない状況になっております。以上で6番の説明を終わります。

引き続き7番について説明いたします。事業計画者は、久慈市〇〇町第〇〇地割に在住する〇〇〇〇さんです。土地所有者も同様です。事業目的は、太陽光パネルの敷地および通路を計画しております。申請場所は、久慈市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇で、〇〇町〇〇を登り切り、〇〇を過ぎてから〇〇信号の交差点の右手付近です。除外が必要な農用地の現況地目は山林となっており、面積は17,913㎡です。該当場所については又カラーの図面を見て頂きたいのですが、ソフトのミスで赤枠の中の黄色が抜けておりますが、ここは農業振興地域内でございますのでご了承願います。次、検討表につきまして、1号要件につきまして、当該地は自己所有地で山林状態となっていた土地を有効利用したい、人生設計において太陽光発電で得ら

れた電力を売却して、生活費の足しにしたいと思う理由から太陽光パネル設置場所について業者と検討していたところです。当該地のような広大で標高が高く平坦な土地がなく、現在山林状態で農地に戻すことが困難のため選定しました。2号要件、当該地は北側南側は市道に、西側は山林に隣接しており、周辺の農用地を分断する状況とならないことから、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められます。3号要件、20年以上も耕作していない土地のため、当該変更地は農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められます。4号要件につきまして、雨水処理については、既存市道側溝に接続するため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められます。5号要件こちらも当該変更に係る土地は、地改良事業は未実施との回答を得ております。以上で7番の説明を終わります。

続きまして、次に8番の説明に移りたいと思います。こちら事業計画者は、〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇に在住する〇〇〇〇さんです。土地所有者も同様になっております。事業目的につきましては、土地を守るための植林であり、申請場所につきましては、久慈市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇〇で、〇〇のそばで、〇〇町〇〇に近い場所となっております。除外が必要な農用地の現況地目は休耕田となっており、面積は3,961㎡です。場所についてはカラーの図面をご覧ください。次に検討表に移ります。1号要件ですが、当該土地を耕作目的で令和3年に取得したが、前所有者が永く耕作放棄していたため、取得時点では10年生以上の柳が生い茂り、山林状態であった。このため柳を根こそぎ引き抜いて水田への復旧に努めたが、過去に河川の氾濫でたびたび冠水して土砂が入り込んでおり、耕作可能にするには多大な費用を要する状態であります。このため、耕作地への復旧を諦めたが、土地の保全の観点からもこのまま放置せず植林することが最善と判断したためのものであります。また、カ

ラマツを植林する目的で当該土地を選定したものでなく、耕作不適地と判断したもので、このまま放置することが土地の保全のためにならないと考えた。このためこれに代わる土地の選定はあり得ないと考えております。2号案件、当該農地を含む周辺は山林であり、農地の集団化に適するような地形でなく、総合的な利用に支援を及ぼすおそれはないということです。3号要件ですが、当該地区は農業経営を効率的に行うような地形ではなく、当該変更により農用地域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと考えております。4号要件、法第3条第3号に規定される施設の用に供される土地ではないということで、農地牧草等の貸し借りで、農地を作付けするようなものではないということです。5号要件、土地改良事業の該当地ではないというような状況です。以上で8番につきまして説明を終わります。

続けて9番の説明に入りたいと思います。事業計画者、〇〇県〇〇市〇〇に所在する有限会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。土地所有者は〇〇〇〇さんになっております。事業目的の方は、太陽光パネルの敷地および通路を計画しているところです。申請場所につきましては、久慈市〇〇町第〇〇地割〇〇番〇〇で〇〇との境付近の山林内となっております。除外が必要な農用地は申請地2筆中、1筆分5,008㎡で、現況地目は原野となっております。場所につきましては、カラーの図面をご覧ください。この図面ですが、9番と10番だけ少し大きいのですが、場所を把握していただくためにこういった大きい図面になったことをご了承願います。次に検討表に移ります。1号要件ですが、事業計画者が太陽光発電設備用地として当該土地を使用するものであり、所有者様及びご家族が雑草等で土地の維持管理に負担を感じている状況である。休耕地を有効活用し、昨今の電力不足を補いながら地域活性化に貢献でき

ると判断し、やむを得ず農用地を選定したものである。位置選定検討表、今回こちら資料にはございませんが、記載のとおり当該土地を含む3つの候補地における検討の結果、選定条件や取得の可否などから農振地域外での事業実施は困難であり、当該土地を事業計画地として最終的に決定したものです。2号要件ですけれども、除外する農用地は現況が休耕地であり、必要最低限の面積を使用しており北・東・南は山林・原野・宅地であり、西側の農地に支障をきたすものではない。3号要件ですが、対象農地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農地利用集積利用計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障を及ぼすものではありません。4号要件、事業計画地近隣に土地改良施設はなく、これらの機能に支障をきたすことはないと考えております。5号要件につきましても該当はありません。9番の説明を終わります。

最後になりますが、10番の説明に移りたいと思います。事業計画者は、同じく有限会社〇〇さんとなっております。土地の所有者は〇〇〇〇さんとなっております。こちら先ほどと同じく、事業目的は、太陽光パネル敷地および通路を計画しているという事です。場所につきましては、〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番〇〇で、先ほどのカラーの現況地図をご覧ください。除外が必要な農用地の現況地目は畑となっております。面積は7,925㎡となっております。検討表ですが、1号要件につきましては、事業計画者が太陽光発電設備用地として当該用地を使用するものであり、またご家族が相続登記や雑草等で土地の維持管理に負担を感じており、休耕地を有効活用し、昨今の電力不足を補いながら地域活性に貢献できると判断し、やむを得ず農用地を選定したものであります。また、位置選定検討表に記載のとおり、今回は作成しておりませんが、当該土地を含む3つの候補地における検討の結果、選定条件や取得の可否などから農振地域外での事業実施は困難であり、当該土地を事業計画地として最終

	<p>的に決定したものです。2号要件につきましては、除外する農用地は現況が休耕地となっており、必要最低限の面積を使用、北・東・西は保安林・宅地になっており、南側は道路を挟んでおり、農地に支障をきたすものではございません。3号要件ですが、対象農地は認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農地利用集積計画の対象農地となっていないため、農用地の利用集積に支障を及ぼす影響はございません。4号要件ですが、事業計画地近隣に土地改良施設はなく、これらの機能に支障をきたすことはございません。5号要件につきましては、該当はありません。以上で10番までの説明を終了いたします。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>農政課から説明が終わりました。</p> <p>みなさんから、この10件について何かご質問ございませんか。</p> <p>切金推進委員。</p>
切金推進委員	<p>ひとつ確認ですが、1番の2号要件①なのですが、南側は国道〇〇号線に接している、とありますが遠いように思いますが、いかがでしょうか。</p>
梶谷係長	<p>申し訳ありません。こちらは県道〇〇号線、〇〇町〇〇線です。こちらは修正となります。ご指摘ありがとうございます。</p>
会長	<p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>8番について教えていただきたいのですが、まず、位置図見ていただけますか。申請地〇〇-〇〇の右側の方に〇〇〇〇さん宅がありますよね、今、この方はいらっしゃらないよう</p>

	<p>なのですが、そこにある小屋の部分、ここは畑だったのですが、ここの土は全部なくなって、〇〇〇〇さん宅に向かって1本道路がありますが、その脇にもう1本道路があるのですよ。そこは農地のはずなのですが、許可を取っているか市当局では承知していますか。農業委員会会議で出た事はないと記憶しておりますが、なぜ今お聞きしているかという、現在の所有者の〇〇さんが、そこにタイヤのくずとか様々な物を放置していたのです。それを私が保健所に報告して、きれいに撤去させた経緯があり、農地が適切に管理されてないのではないかと考えています。農業振興地域を管理している市当局が把握しているかどうか、ここはまだ農地ではないのだろうか、お聞きしたいのですが調べて教えてください。</p>
梶谷係長	<p>詳細に調べてまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にございませんか。 質疑を打ち切ってよろしいですか。 (「異議なし」の声) 質疑を打ち切ります。</p> <p>特に意見がないものとして決定してよろしいですか。 (「なし」の声) 意見がないものとして了承していただきました。</p>
梶谷係長	<p>説明を聞いていただきありがとうございました。</p>
会長	<p>36 ページの報告事項 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局からの説明願います。</p>

<p>下館事務局員</p>	<p>36 ページをお開き願います。</p> <p>報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。</p> <p>土地の表示、届出人は記載のとおりでございます。全部で3件、届出事由は全て相続によるものです。</p> <p>以上で報告事項(1)の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>相続ですのでよろしいですね。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>報告事項(2) 会務報告、事務局長説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>37ページご覧いただきたいと思います。会務報告です。</p> <p>2月9日木、10日金曜日ですが市町村農業委員会会長等研修会及び会議がございました。同じく、令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会及びいわてポラーノの会総会が同時開催されております。盛岡市で開催され会長と木村委員が出席をしております。会長の方は、令和5年度岩手県農業会議事業計画案等についての会議でございました。</p> <p>木村委員の方は、いわてポラーノの会令和4年度活動報告、令和5年度活動計画案等についてご審議していただいたところです。次が13日月曜日、農業労賃標準額検討委員会を開催しております。先ほどご承認いただいた内容について、長時間に渡り検討いただきました。会長と委員6名、案について検討いただきました。15日水曜日、16日木曜日、現地調査を小倉委員ほか委員のみなさんに3条、4条、5条、適用外に係る調査ということで行っていただいております。38ページをご覧いただきたいと思います。2月16日木曜日は、農業振興大会がアンバ</p>

	<p>一ホールで開催されて、会長が出席をいたしております。</p> <p>21日火曜日は、本日の会議となったところでございます。</p> <p>最後でございますが、3月の会議の予定という事で、22日と書いてございますが、22日が議会の最終本会議が開催されるという事で、24日金曜日、午後4時大会議室ということで訂正をお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>急遽変更になりましたがご了承願いたいと思います。みなさんから報告事項につきましてございませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>その他何かみなさんからございませんか。</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>木村委員からポラーノの会について教えていただけませんか。</p>
会長	<p>木村委員、ポラーノの会について説明していただきます。</p>
木村委員	<p>ポラーノの会というのは、岩手県の農業委員の女性の集まりなのですけれども、ポラーノという言葉は宮沢賢治の本等やいろんな所に出てくる言葉で、理想郷とういような表現ととして宮沢賢治の物語に度々出てきます。</p> <p>この間は、繋温泉で総会とか事例発表がありました。事例発表は一関の江刺リングを作っている方が、研修生2人を雇ってがんばっているという事と、農業委員会だよりが年に何回か作って、それ広報に挟んで全戸に配っているという話がありました。それからもう一つの事例は、北上の方が何十年以上も耕作されていない土地を、2年かけて耕作できるような土地に戻したということで、今年は子供たちを呼んで食育もしてみたい</p>

	<p>なあという報告もありました。それからもう一つは、元農林水産省の役人だった方が、10年前に仕事は辞めて、今はファシリテーションという、皆さんもそういった会議に出たことがあると思うのですが、地域の懇談会においてファシリテーションを用いた場合はどんなふうになるかという説明、実践もあったのですが、すごく楽しく、3時間ぐらいだったのですが、あっという間で気が付いたらお昼になっていた、という実践でした。それはみんなが平等であることとか、みんなが発言することとか非常に斬新で、今の私たちにとっては斬新なやり方であって、5, 6人ずつのグループを作って、これはリーダーの力量が必要で、リーダー講習会とか何度も行ってからまとめて地域の懇談会に持って行かないと、リーダー力が必要だと感じました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>今、ファシリテーターという話しが出ましたが、議会の方でも取組んでおりまして、今、久慈は4人の女性議員がおりますけれども、もっと女性議員が増えるとすばらしい議会になると思っております。</p>
会長	<p>今、県内の農業委員会の女性会長さんは、お2人で岩手町と二戸にいらっしゃいます。この前の研修会の中で、座談会の持ち方について、同じ人が何回も発言するというようなことが多くないですか、というお話をされました。そういうことが多いようで、みなさんから発言していただくには、どうしたらいいのか、会場のレイアウト等についても提案があり、できれば5, 6人ずつでグループを作って、そこで話し合いをして、みんなで発表するようにすれば、みんな参加したという気持ちになる</p>

	<p>そうでございます。確かにどのグループも活気があって発言しておりました。特に木村委員のグループは、最優秀として講師の先生にお褒めの言葉をいただいております。以上です。</p> <p>みなさんからその他ありませんか。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>私から1点お知らせいたします。</p> <p>令和4年度のそばの試食についてでございます。ご案内を配付しております。開催日時になりますが、3月24日、金曜日、17時30分から開催いたします。</p> <p>参加する方は、3月10日までに事務局の方にご連絡をお願いいたします。準備の都合がありますので、参加する方は忘れずに連絡をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に私からみなさんにお聞きしたいのですが、3月で事務局長が定年退職されます。そこで臨時案件がございます。3月の第二週あたりに人事異動の発表があるという事で、その前に農業委員会で会議を開いて提案したいということですが、できれば会長に一任していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。実は、過去に一度お断りしたことはありますが、大抵の場合、市長部局の方からのお話を受け入れることになると思いますが、そこで一任していただければと思っております。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、私に一任させていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

	<p>その他ございませんか。</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>今、酪農とか畜産関係が極めて大変な状況にある事はご存知だと思います。このままいくと日本の畜産が、畜産農家が危ないという事が言われております。特にウクライナ侵略で食料が大変な事になっております。日本から酪農とか、畜産業を無くさないような動きが必要で、農業委員会としても考えて行かなければいけない、今まではお金さえあれば物が入ってきた、しかしこれからはお金を出しても物が入ってこない時代だと、そうしますと自給率を高めていかなければいけない。この間、葛巻に研修に行きました。鈴木町長が講演をしてくれました。彼曰く、自給率を高めるためには、ただ言っているだけではだめだ。岩手は105%、北海道は200%以上、東京、大阪は1%だそうです。本当に自給率を高めるなら都道府県別の具体的な目標を政府が示すべき、という話をしていただきました。なるほどと聞いてきましたが、田村委員さんから日本の畜産業の危機状況をお聞かせしていただけませんか。</p>
会長	<p>田村委員、お願いします。</p>
田村委員	<p>確かに昨年から、1年間ウクライナ侵略からすべて物が上がっているのは事実です。特に餌と燃料、これに関しては非常に上げ幅が大きいです。みなさんに大変だと言われますが、あまりそうは思っておりません。というのも、色々な施策がある訳で、今、滞っている状態ものもあります、我々食料生産をしている</p>

立場として、日本からそういう産業が消える、無くなるということはないと思っています。いずれ、色んな情報を掴みながら、乗り切れる、乗り切らなければならないと、この姿勢がここを乗り切れる手段だと、従業員とそういう話をしながらがんばっております。感じていないと言えば強がりと思われると思いますが、幸いにも金融機関とか、そういった方々が先見的な状況を見ながら我々にアドバイスをしてくれます。そういったことがいま何とかやっている理由。それと自給率の話をよくしますけれども、我々畜産業はそれをずっとやってきている、ただ、このエリアは残念ながら農地や畑がないというのが現状で、水田は放棄地がどんどん増えている状況はあるが、どうやって我々が餌を作る畑に変えられるかいうと、個々では無理ではないかと思っています。農協なり行政が一体となってまとめて頂ければ、使える場所があるのではないかと、農業委員会も取組んでいる部分もあるし、今農政サイド、国の段階では、穀物をいかに需給するかということで、その収穫する機械に対しての補助事業はどんどん出てきています。ただ、それを使う田んぼなり農地がないということです。そういう現状もあります。そういったことも、議会なり色々なところで進めていただければと思っています。我々も今まである農地で耕作しており、水田の放牧もしていますし、そういう事を積み重ねながらいけば、私は何とかこの危機は乗り切れる、ただ先が見えず非常に不安な状態ですが、いずれ終わらない戦争はない、というふうに信じてやっているところです。状況はそういう感じですが、いずれ、地域の方々とも連携をしながらそういう流れを続けながらやって行けばと思っています。店は閉めまし

	<p>たが農業経営はやりきると思っております。がんばります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>なければ会議を終了してよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>以上を持ちまして、第12回久慈市農業委員会会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦勞様でございました。</p>
<p>閉会</p>	<p>15時45分</p>